

年 月 日

滋賀県市町村職員共済組合 理事長 様

所 属 所  
組合員証番号  
住 所  
氏 名

㊟

## 抵 当 権 設 定 誓 約 書

今回滋賀県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）から敷地購入の資金を借り入れるにあたり、下記の事項を守ることを誓約します。

### 記

- 1 住宅建築後、直ちに貸付の対象となった不動産の所有権の移転登記（保存登記）並びに理事長を抵当権者とする第3順位以上の抵当権設定の登記を行い、登記済証（抵当権設定契約書）及びこれを証する登記完了証明（登記簿謄本又は登記事項証明書）を組合に提出します。
- 2 組合と締結する抵当権設定契約証書第2条の事由が生じた場合は、即時の一括償還に応じます。
- 3 抵当権の設定、変更及び抹消に要する費用は貸付規則第13条及び第18条の規定に基づき私が負担します。